

平成 19 年 10 月 30 日

「食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部改正案（アレルギー表示対象品目に「えび」、「かに」を追加することについて）」に対する意見書

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
厚生労働省 医薬食品局 食品安全部
基準審査課 調査表示係 御中

東京都中央区日本橋掘留町 1 - 3 - 9
日本橋三英ビル 3 階
日本食品添加物協会
会長 鈴木 武



「アレルギー表示対象品目に「えび」、「かに」を追加することについて」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「えび」のアレルギー表示に関する意見

(1) 意見

- ① 混獲等により非意図的・不可避免的に魚介類、海藻類等に混入する「えび」類については、魚介類・海藻類等の加工品及びこれらに由来する添加物も含めて全てコンタミネーション扱いとしていただきたい。
- ② 「えび」類をエサとして摂取した魚介類については、加工品及びこれらに由来する添加物も含めて全てコンタミネーション扱いとしていただきたい。
- ③ タイラ貝等に寄生する「寄生えび」についても加工品及びこれらに由来する添加物も含めて全てコンタミネーション扱いとしていただきたい。

(2) 理由

混獲等による魚介類、海藻類等への「えび」類の混入を避けることは極めて困難であり、特に幼生・稚えび等の小さい個体は除去することが不可能である。

また、幼生・稚えびを始めとする「えび」類は、本来、魚介類のエサであるため、非意図的・不可避免的に魚介類の消化器官に取り込まれるものであり、完全に除去することは事実上不可能である。

このため、これらをコンタミネーション扱いとしない場合は、魚介類、海藻類等のほとんど全てについて加工品及びこれらに由来する添加物も含めてアレルギー表示が必要となり、アレルギー患者のかたの魚介類、海藻類（加工品、添加物も含む）に関する選択の余地がほとんどなくなる。

さらに、アレルギー物質の含有の有無に関する必要調査（対象食品、対象範囲等）が膨大となり、多大の時間と経費を要することになる。

魚介類、海藻類（加工品及びこれらに由来する添加物も含む）について含有の有無や含有量は一定ではないため、確認するためにロット毎、バッチ毎の分析が必要となり、膨大な手間と経費がかかることになる。

2. 「かに」のアレルギー表示に関する意見

(1) 意見

- ① 混獲等により非意図的・不可避免的に魚介類、海藻類等に混入する「かに」類については、魚介類・海藻類等の加工品及びこれらに由来する添加物も含めて全てコンタミネーション扱いとしていただきたい。
- ② 「かに」類をエサとして摂取した魚介類については、加工品及びこれらに由来する添加物も含めて全てコンタミネーション扱いとしていただきたい。
- ③ 貝類に寄生する「寄生がに」についても加工品及びこれらに由来する添加物も含めて全てコンタミネーション扱いとしていただきたい。

(2) 理由

混獲等による魚介類、海藻類等への「かに」類の混入を避けることは極めて困難であり、特に幼生・稚がに等の小さい個体は除去することが不可能である。

また、幼生・稚がにを始めとする「かに」類は、本来、魚介類のエサであるため、非意図的・不可避免的に魚介類の消化器官に取り込まれるものであり、完全に除去することは事実上不可能である。

このため、これらをコンタミネーション扱いとしない場合は、魚介類、海藻類等のほとんど全てについて加工品及びこれらに由来する添加物も含めてアレルギー表示が必要となり、アレルギー患者のかたの魚介類、海藻類（加工品、添加物も含む）に関する選択の余地がほとんどなくなる。

さらに、アレルギー物質の含有の有無に関する必要調査（対象食品、対象範囲等）が膨大となり、多大の時間と経費を要することになる。

魚介類、海藻類（加工品及びこれらに由来する添加物も含む）について含有の有無や含有量は一定ではないため、確認するためにロット毎、バッチ毎の分析が必要となり、膨大な手間と経費がかかることになる。

以上